

令和 7 年度盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託について

1 計画策定の期間

令和 7 年度の 1 年間

令和 8 年 3 月の策定予定

2 計画の期間

5 年間（令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月）

3 計画策定に関する業務委託について

事業実施区域における現状整理や利用者ニーズの把握等、盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けた必要な情報を収集・整理し、さらに課題分析・実施内容の検討を行いながら、地域公共交通利便増進実施計画を策定するため、専門的な知見を有する事業者等に関連業務を委託する。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式を実施し、事業者を選定する。

令和 7 年度の事業計画（案）及び収支予算（案）については、3 月 27 日開催予定の第 8 回地域公共交通会議で審議いただくものであるが、先行して事業者選定に係る準備等を行いたいものである。

【プロポーザル方式】

- ・業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、最も適切な企画力、技術力、創造性、専門性、実績などを持つ事業者を選定する方法。
- ・選定した事業者と提案について協議した上で仕様書を作成し、協議が調えば随意契約を行う。

5 審査方法

プロポーザルの審査に当たっては、提案内容を適正に評価し、公正を期すため、審査会を設置し、当該委員（本業務において連携を要する関係機関の職員等複数名）により、別に定める審査基準に従い、審査する。

なお、業務委託仕様書、審査基準の策定等の業務委託契約に向けた諸手続については、審査会に一任することとするが、事前に委員の皆様へ審査基準等を提供し、ご意見を伺ったうえで公募を実施するものとし、業務委託契約が締結された際には速やかに交通会議に報告する。